

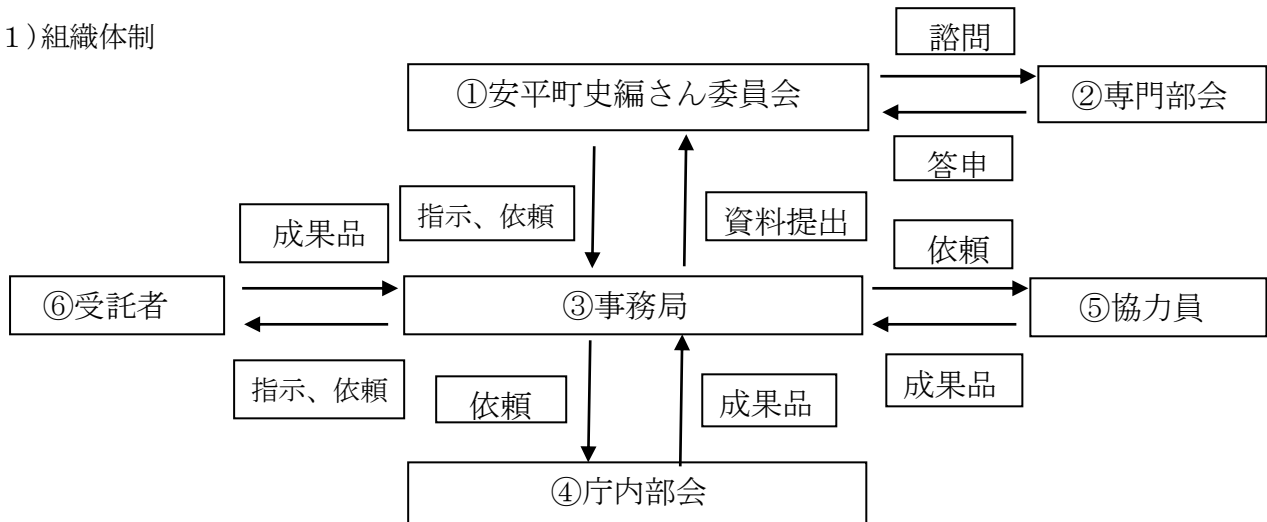
令和5年11月22日

## 安平町史編さん委員会編さん体制

## 1. 編さん体制

安平町史編さんにかかる体制は下記のとおりとする。

## (1) 組織体制



## (2) 役割

## ①安平町史編さん委員会

町史編さんに係る最高決定機関であり、以下の業務を行う。

- ・町史作成計画および方針の決定
- ・町史編さんに関する審議
- ・町史編さんに必要な指示

## ②専門部会

町史編さん委員会内部の委員により構成され、委員長からの諮問に対し、答申を行う。

- ・「先史、行政、財政」、「産業経済・団体」、「教育・文化、健康福祉」の3部会で構成し、必要に応じて置くことができる。

「先史、行政、財政」…自然環境、地理、先史（開拓）、先史の行政、財政、議会など

「産業経済・団体」…農業、林業、商業、観光、機関（消防ほか）など

「教育・文化、健康福祉」…学校教育、社会教育、文化活動、文化財、社会福祉、医療など

- ・各分野において、内容をより充実させるため、専門的な議論を行う
- ・構成について、委員長の発議を持ち委員の同意を得ることで決定

## ③事務局

安平町史編さん委員会の運営を含む、町史編さん作業の庶務を行う組織

- ・町史編さん委員会・庁内部会用の資料作成
- ・各課への資料収集依頼
- ・各課から提出された簿冊、電子データの中身を評価する
- ・電子データの加工作業
- ・受託者に原稿等の修正指示をする

#### ④庁内部会

課長・参事職で構成される町史編さん業務を進めるうえでの庁内組織。以下のことを行う。

- ・原稿等の査読
- ・各課職員に資料収集の依頼をし、作業を行う

#### ⑤協力員

資料提供及び資料収集作業を協力する個人または団体

- ・町史内容の充実を図るために必要に応じて資料収集または取材を受ける。

#### ⑥受託者

町との委託契約に基づいて、編さん業務をサポートする。以下のことを行う。

- ・町史編さん委員会にオブザーバーとして原則参加する
- ・各分野における原稿執筆